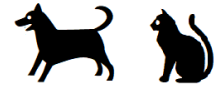


来場前 及び 譲渡会での注意事項



長崎市動物愛護管理センター

- ① 「持ち込みの対象として認められた猫以外の猫」及び「譲渡を目的とした犬」を、譲渡会の会場に連れて来ることはできません。
これらに該当する犬・猫を連れて来ている方は、会場への**入場をお断りします**。
- ② **会場内で写真撮影**を希望される方は、動物愛護管理センターの職員に申し出て下さい。職員からの許可を得た後で、撮影を行ってくださるようお願いいたします。
- ③ 発熱ほか、風邪の諸症状がある等、健康状態に不安がある方は、恐れ入りますが参加をご遠慮ください。

(猫の持ち込み参加をされる方へ)

- ① 譲渡会に持ち込まれる猫については、**前日までにノミ・マダニ駆除・予防**している必要があります
- ② **健康状態が良くない猫については、参加させないでください**。
受付の際に、健康状態が悪い猫が確認された場合は、一緒に連れて来られたすべての猫の参加をお断りすることがありますのでご了承ください。
(他の猫に感染する等の恐れがあるためです。ご協力をお願いいたします。)
- ③ 猫が逃げないように注意してください。
- ④ 譲渡に至らなかった猫は、必ず連れて帰ってください。

(譲渡会に参加をされる方へ)

- ① 譲渡会に持ち込まれた猫の健康状態について、動物愛護管理センターは関知しておりません。飼主の方(猫を持ち込まれた方)に確認してください。
- ② 持ち込まれた猫の譲渡においては、猫を持ち込まれた(譲り渡す)方ともらう(譲り受ける)方との双方の間で、それぞれの連絡先を確認しておいてください。
譲渡会終了後に、譲渡された猫に関する疑問・質問等をされる場合は直接猫を持ち込まれた方に連絡してください。動物愛護管理センターでは一切関知いたしません。

(動物愛護管理センターで飼育している、譲渡対象の猫)

- ① 生後 8 週間(56 日)までは、譲渡対象外です。
- ② 当日の引き渡しはできません。
《譲渡までの基本的な手順》
 - (1) 書類審査等により、適正な飼養をしていただけることを確認します。
(内容に応じて、飼育予定環境の確認のための現地調査等を行うことがあります。)
 - (2) 後日改めてトライアル期間(2 週間～)を設けてお引き渡しします。
 - (3) トライアル期間後、当センターと譲渡を希望される方とで、譲渡の適否を判断します。
 - (4) 譲渡に適していると判断された場合、正式に譲渡します。